

那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅用の太陽光発電及び高効率給湯器等の設置者を支援し、一般家庭における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギーの促進を図り、地球温暖化防止に資するため、那珂川町補助金等交付規則（平成17年那珂川町規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人により電灯契約される建物で、町内において住居として使用されるもの（店舗、事務所等との兼用を可とするほか、集合住宅及び賃貸アパートを含む）をいう。
- (2) 太陽光発電 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備で、商用電力と連系し、自家使用を超える余剰分については電力会社に売電することができるシステムをいう。
- (3) 高効率給湯器 家庭用の自然冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器またはガスエンジン給湯器、ハイブリッド給湯器をいう。
- (4) 木質バイオマス暖房設備 木質ペレット、薪、チップを燃料として使用する暖房機をいう。
- (5) 地中熱利用施設 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示に基づき町の交付する補助金の名称は、那珂川町低炭素まちづくり推進設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）とする。

(実施主体)

第4条 この告示による補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす個人とする。

- (1) 那珂川町内に居住していること。
- (2) 町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納がないこと。
- (3) 対象設備を設置する住宅が他者の所有に属する場合はその同意を得ていること。

(補助対象事業の設備及び対象経費)

第5条 補助対象事業は、申請日以降に工事を着工する未使用品であって、別表1に定める要件を満たす太陽光発電、高効率給湯器、木質バイオマス暖房設備及び地中熱利用施設を設置（対象設備が付属する建売住宅の場合には引渡し）する事業とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び別表2に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに町長へ提出するものとする。

2 町長は、交付申請書の内容を審査し、補助金の交付または不交付を決定し、申請者へ交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(工事の完了または建物の引渡し)

第8条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた補助事業者は、前条第2項の交付決定通知に記載された交付決定日から、原則として6箇月以内または当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、工事の完了または建売住宅の引渡しを受けなければならない。

(状況調査)

第9条 町長は、必要に応じ補助事業者に関係書類の提出を求め、または現地に立ち入り、補助事業の遂行状況を調査することができる。

2 町長は、前項の状況調査で交付申請内容と異なるときは、改善等を指示することができる。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、第7条第2項の交付決定通知を受けた後、事業内容に変更（第3項に掲げる軽微な変更である場合を除く）があるときは、予め補助事業変更承認申請書（様式第3号）に次の関係書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業変更内容概要書
- (2) 補助金交付申請額計算書（変更申請用）
- (3) 変更契約書の写し

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止承認申請書（様

式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 第1項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象システムの太陽電池の最大出力を変更すること。
- (2) 対象給湯器の種類を変更すること。
- (3) 対象設備のメーカーを変更すること。
- (4) 補助金交付算定額の変更を伴う変更をすること。

(承認)

第11条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、これを承認し補助事業者へ変更等承認通知(様式第5号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書(様式第6号)に別表2に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から30日以内または当該年度の3月23日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書の審査及び現地確認検査を行い、補助金の交付決定の内容と相違ないと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者へ補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町長は、補助金の額の確定後、補助事業者から補助金の交付請求書(様式第8号)の提出があったときは、速やかに請求内容を審査し補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第15条 補助事業者は、第7条の規定による交付申請、第10条の規定による変更(中止)承認申請及び第12条の規定による実績報告について、太陽光発電設備等を販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの事務手続きを代行させることができる。

2 手続代行者は、手続きを誠意を持って実施するものとし、手続きの代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 町長は、手続代行者がこの要綱に定める手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（設備の適正管理）

第16条 補助事業者は、対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することできない理由により、対象設備が毀損され、または滅失したときは、その旨を町長に届けなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第17条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するときは、あらかじめ町長に承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認申請するときは、関係書類を添えて承認申請書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備に係る補助金の全部または一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、町長から交付を受けた補助金の全部または一部の返還を請求されたときは請求に応じ速やかに返還しなければならない。

（その他）

第18条 この告示の実施に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成33年3月31日をもって効力を失う。

別表 1 (第 5 条、第 6 条関係)

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助対象経費	補助金額
太陽光発電設備	<p>1 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書 (J-PEC 第 0810-0011 号平成 21 年 1 月 13 日) の要件に適合し、太陽光普及拡大センターに登録されているもので、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの。</p> <p>2 太陽電池の最大出力の合計値又はインバータ・保護装置の定格出力が 10 k w 未満の太陽光発電で、補助対象経費が、1 k w 当たり 70 万円以下 (税別) のもの。</p> <p>3 補助事業者が電力会社と電力受給契約を結び、かつ余剰電力受給契約が結ばれているもの。</p> <p>4 増設でないこと。</p>	<p>下記の機器及び設置に係る費用 太陽光電池モジュール、架台、インバーター、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具・据付、設置工事に係る費用</p>	<p>太陽電池の最大出力の値 (k w 表示とし、小数点第 3 位を切捨てる) に 2 万 5 千円を乗じて得た額 (千円未満の端数を切り捨てた額) とする。ただし 10 万円を上限とする。</p>
高効率給湯器	<p>自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)</p> <p>1 自然冷媒を使用しているもの</p> <p>2 下記のいずれかを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間給湯効果 (JRA 規格) 3.1 以上 ・年間給湯保温効果 (JIS 規格) 2.7 以上 ・年間給湯効果 (JIS 規格) 3.1 以上 <p>3 寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重塩害地向け機種、2 缶タイプ、角型 1 缶タイプ、貯湯容量 200 リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプ及び多機能タイプについては、下記の条件のいずれかを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間給湯効率 (JRA 規格) 2.7 以上 	<p>機器費 (ヒートポンプユニット、貯湯タンク、台所リモコン及び風呂リモコンの購入費)、設置工事費</p>	<p>4 万円 (複数の高効率給湯器を設置した場合であっても、補助金の上限は 4 万円とする。)</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・年間給湯保温効率（JIS 規格）2.4 以上 ・年間給湯効率（JIS 規格）2.4 以上 		
<p>潜熱回収型給湯器（エコジョーズ、エコフィール）</p> <p>1 潜熱を回収するための熱交換器を備えておりメーカーのカタログ値において熱効率が 90%以上の機種</p>	<p>機器費（本体購入費）、設置工事費</p>	<p>1 万 5 千円（複数の高効率給湯器を設置した場合であっても、補助金の上限は 1 万 5 千円とする。）</p>
<p>ガスエンジン給湯器（エコウィル）</p> <p>1 都市ガスまたは LP ガスを燃料とするもの</p> <p>2 メーカーのカタログ値において総合効率が低位発熱量基準で 80%以上であるもの。なお、都市ガスに関しては、ガスエンジンユニット（排熱を回収する小出力発電設備（10kw未満）であるもの）及び貯湯ユニット（ガスエンジンユニットの排熱を吸収できる貯湯槽であり、貯湯容量が 90 リットル以上であるもの）から構成されている機器</p>	<p>機器費（ガスエンジンユニット・付属品を含む。及び貯湯ユニット購入費）、設置工事費</p>	<p>4 万円（複数の高効率給湯器を設置した場合であっても、補助金の上限は 4 万円とする。）</p>

	<p>ハイブリット給湯器</p> <p>1 自然冷媒ヒートポンプと潜熱を回収するための熱交換器を備えているガス熱源器を組み合わせた設備</p>	<p>機器費（熱源器・タンクユニット・ヒートポンプ・付属品を含む。）、設置工事費</p>	<p>4万円（複数の高効率給湯器を設置した場合であっても、補助金の上限は4万円とする。）</p>
木質バイオマス暖房設備	<p>ペレット、薪、チップストーブ</p> <p>1 木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの）薪、チップを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機</p> <p>2 燃焼効率が70%以上であるもの。</p>	<p>ペレット、薪、チップストーブ本体</p>	<p>補助対象経費に1/2を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし20万円を上限とする。</p>
地中熱利用施設	<p>1 エネルギー消費効率が3.0以上であること。</p> <p>2 地中熱交換器が適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱、又は放熱ができるもの。</p> <p>3 地中熱を利用するための空調設備、給湯設備等を有するもの。</p>	<p>機器及びその機能を発揮するための付属機器、設置工事費</p>	<p>補助対象経費に1/5を乗じて得た額（千円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし20万円を上限とする。</p>

別表 2 (第 7 条、第 1 2 条関係)

補助対象設備	交付申請提出書類	完了報告提出書類
共 通	交付申請書類 ① 交付申請書 (様式第 1 号) ② 設備に関する概要書 ③ 補助金交付申請額計算書 ④ 設備の設置に係る工事請負契約書または建売住宅の売買契約書の写し ⑤ 町税の滞納がないことを証明する書類 ⑥ 案内図及び設備配置図 ⑦ 手続き代行者調書 (事務手続きを代行させる場合)	実績報告書類 ① 実績報告書 (様式第 6 号) ② 設備に関する概要書 ③ 補助金交付額計算書 ④ メーカーが発行する保証書の写し (製造番号が確認できるもの) ⑤ 補助事業の実施に係わる領収書の写し ⑥ 補助事業の実施状況を示す写真
太陽光発電設備	① 太陽光発電設備設置に係る図面 (太陽電池モジュールの設置状況が確認できる図面) ② 太陽電池モジュールの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	① 電力会社との受給契約が確認できる書類の写し ② 申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
高効率給湯器	自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) 及び潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ、エコフィール)、ガスエンジン給湯器 (エコウィル)、ハイブリット給湯器の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
木質バイオマス暖房設備	ペレットストーブ及び薪ストーブの形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類
地中熱利用施設	地中熱利用施設の形状、規格、効率及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し	申請時から変更した場合は、変更内容を審査できる書類

